

独立行政法人日本貿易保険年度計画
(2009年度〔平成21年度〕)

09 - 一般 - 00147
2009年3月31日

1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 商品性の改善

NEXIとしては、お客様のニーズ変化に的確に対応した質の高いサービスを提供するという設立の趣旨を改めて認識し、また、昨今の自己資本の充実による財務状況の安定化も踏まえ、平成21年度においても、商品性の改善に積極的に取り組んでまいります。

毎年度実施するお客様アンケートや各国貿易保険機関との定期協議を通じ、お客様のご要望、金融取引・対外取引形態の変化や各国貿易保険機関が提供する商品等を踏まえて、商品見直しの必要性を検討してまいります。

また、与信条件の見直しや、付保対象となる契約形態の範囲拡大、商品の簡素化など、現行商品の使い勝手を向上させるほか、必要に応じて新商品の開発を行い、引受リスクの質的拡大を図ります。具体的には、次のような取り組みを行います。

ア) 本邦法人が行うストックセールスについては、これを付保の対象とするように現行制度の見直しを行います。

イ) 2年未満包括保険商品については、原則として1つの輸出契約について1つの保険契約を申し込むこととしている現行制度の見直しを含め、お客様の継続反復する汎用品の輸出に係る保険申込等の手続きを簡素化した包括保険の創設に向け、規定類の作成等の検討を引き続き行います。

ウ) 海外支店が締結する契約は、これまで付保の対象ではありませんでしたが、これを付保の対象とするように現行制度の見直しを行います。

国際的な金融危機への対応については、国際金融変動のセーフティネットとして、政府及び関係機関と連携し、お客様のビジネスニーズに対し円滑な資金供給が行われるよう、金融環境の変化に応じ迅速に対応するとともに、積極的に制度及び運用の改善を図ります。

(2) サービスの向上

①お客様の負担軽減

平成21年度制度改正に対応したWEB試算機能の充実を行うなど、お客様の保険申込等に係る負担の軽減に引き続き取り組みます。また、お客様からの要望の把握に努め、お客様にとって使い勝手のよいシステムとなるよう改善を行います。海外輸出信用機関との再保険ネットワークの拡充については、お客様のニーズを踏まえ、引き続き海外輸出信用機関との再保険協定の締結及び案件の引受を

進め、手続きのワンストップ化を推進します。

平成21年1月より保険事故前輸出代金債権の流動化の促進に積極的に対応することとして、債権流動化スキームを一般化しましたが、今後はお客様からのご要望等を踏まえて、さらに活用しやすいスキームの開発、制度運営を図ってまいります。

パリクラブてん補割れ債権譲渡承認制度及びパリクラブてん補割れ債権の日本貿易保険への譲渡承認制度については、お客様のニーズを踏まえ、より良いサービスとなるように、引き続き制度改正・運用に努めます。

②意思決定・業務処理の迅速化

保険業務運営に係る知見を集約したナレッジシステム(NEXIライブラリー)については、既搭載情報の確実な更新・メンテナンスを行い、その内容について組織内での共有を徹底します。具体的には、新任者を中心としたタイムリーな研修の充実及びライブラリーニュースの定期発行による周知・意識高揚を図ります。

平成21年度においても、意思決定・業務処理の迅速化に係る数値目標を厳守し、お客様との信頼関係の確立に努めるとともに、お客様憲章の履行状況とその見直しについてフォローアップを行います。

- ・ 信用リスクに係る保険金の査定期間を全件60日（調査期間含む）以内とする
とともに、同平均査定期間を50日（調査期間除く）以下とします。また、これまでの査定実績を踏まえ、実態にあった査定期間のあり方の検討を開始します。
- ・ 保険料の算出を迅速化するために必要な簡素化を行った上で、試算に関する問い合わせには、必要な情報を提供された翌営業日まで（中長期Non-L/G信用案件については5営業日以内）に回答します。
- ・ 提出された保険契約申込書等に不備がある場合、5営業日以内に連絡します。
- ・ 提出された保険金請求書及び添付書類に不備がある場合、3営業日以内に連絡します。
- ・ 具体的な案件に係るお客様からの制度面の照会には5営業日以内に回答します。
- ・ 政府が締結する債務繰延協定等に基づく保険事故債権に係る回収金の配分は、日本貿易保険の口座に全額入金が確認された日の翌営業日までに送金処理の手続きを的確に行います。
- ・ 「資源エネルギー総合保険」については、案件の相談受付後30日以内に、当該案件に関する引受方針、条件等の検討状況をお客様にお知らせすることとします。

③業務運営の透明化とコンプライアンスの徹底

ホームページや各種広報媒体を通じた情報公開を積極的に行い、事業の公正かつ透明な実施を確保します。海外メディアに向けての情報発信も積極的に行い、NEXIプレゼンスの向上に努めます。統計資料については、平成20年度に設置した統計委員会の下で、統計資料の充実を図ります。

また、内部の業務管理体制を強化するとともに、法令遵守（コンプライアンス）

のため、コンプライアンス・マニュアルを作成し、役職員に対し研修を行います。
機密情報・個人情報保護を含めた情報管理の徹底に努めます。

これに加え、常に社会責任を自覚し、外部環境に配慮した組織運営を行います。

- ④上記のほか、お客様憲章の徹底、お客様の意見聴取・ニーズの把握を常に行い、お客様との信頼関係を確立するとともに、お客様にとってより利便性が高く多様なサービスを提供できる体制を整えます。

(3) お客様のニーズの把握・反映やリスク分析・評価の高度化のための体制整備

①広報・普及活動とニーズの把握・反映のための体制整備

現在の保険商品に関する広報・普及体制を充実させ、潜在的なお客様の発掘を積極的に展開します。

平成21年度には、新聞、雑誌、電子情報などにNEXIが引受けた案件や制度改善に関する記事が掲載されるよう積極的に働きかけるとともに、ホームページの刷新、掲載広告やパンフレット等の一層の拡充に努めます。

貿易保険を利用されたことのないお客様に対して、個別訪問や金融機関が開催するセミナー及びNEXIが主催する貿易保険セミナーにおいて保険商品の説明・紹介を積極的に行うことにより、潜在的なお客さまの掘り起こしに努めます。また、従来から貿易保険をご利用いただいているお客様に対しても、定期調査をはじめとして、各種会合や個別訪問等の場において要望等を聴取し、お客さまのニーズの把握に努めます。加えて、未曾有のスピードで変化する金融危機、世界同時不況等の状況に迅速に対応するため、わが国企業の貿易・投資にかかるニーズや背景の国際経済状況等の把握に努め、前例に捕らわれることなく必要な措置を講じていきます。また、そのために必要となる体制の整備を機動的に行います。さらに、各種保険商品の金融機関等への販売業務委託を行うことにより、貿易保険制度の効率的な普及活動を行います。

②リスク分析・評価の高度化のための体制整備

国際的な金融危機と景気後退による、デフォルト率の増加見通し等を勘案し、外部環境の変化に対応する機動的なバイヤー審査を行い、格付モデルの更なる検証と必要に応じた審査手法の見直しにより、与信管理体制の強化に努めます。

また、国際的な金融危機による各国への影響を見極めつつ、国別与信モニタリングなどを通じ、カントリーリスク情勢の変化を踏まえた国カテゴリー及び引受方針の設定となるよう引き続き取り組んで参ります。

なお、バイヤー、国などリスク分析に係る審査体制について、一層、内外の各種機関との連携を図りつつ、情報収集面での取組強化に努めて参ります。

大型の保険金支払が生じた場合については、商品開発・営業・審査部門の業務の適正化・効率化に資するためにも、その事故原因について、査定回収を含めた各担当者が共同で十分な検討を行います。これを踏まえて、審査・リスク管理、査定回収および保険引受条件等のあり方について見直しを実施するほか、必要に応じた態勢整備を実施します。

既保険契約締結案件に係るフォローアップを行う専門部署を設置し、リスク管理の強化に努めます。

③専門能力の向上

専門的な業務遂行能力を高めるため、職員の要望を確認しつつ、引き続き、財務分析、国際金融等の研修を実施し、職員の高度な専門性と実践能力獲得に努めるとともに、職務・職責に応じた専門的な業務遂行能力に対して適切に評価する人事制度を実施して参りますが、制度の内容については、適時適切な見直しを含め検討を行って参ります。

その他、審査・情報収集能力や回収能力等を強化するため、引き続き、JET ROや在外大使館等との関係諸機関との間で連絡を密にし、有機的な連携体制を整え、本邦企業による対外取引をより多面的かつ効果的にバックアップします。

④内部統制の整備

専門性の高い人材の確保により情報収集能力や分析能力の向上を図るとともに、プロセス管理に重点を置きつつ、業務の効率性・有効性や法令遵守等の担保も含めた内部管理体制の充実を図るために優先的に取り組むべき重要リスクを選定し、リスク毎に体制の整備を図ります。

⑤情報開示による透明性の確保

企業会計原則を踏まえた財務諸表の公表・経営実態を適切に反映した事業報告書の公開を通じ、お客様を含めた国民の皆様への適切な情報開示に努めます。また、透明性を確保する観点から、こうした情報を一層わかりやすく開示し貿易保険の政策的意義や長期間にわたる収支相償等の特性について十分に説明し、NEXIの業務運営について国民の皆様の理解を得られるよう努めてまいります。

(4) 重点的政策分野への戦略化・重点化

我が国対外取引の発展を担う公的機関としての役割に鑑み、国の通商政策、産業政策、資源エネルギー政策等における要請を十分に踏まえ、中期目標に示されている政策課題の達成に率先してとりくみ、その達成に向けて当該分野の引受リスクの質的および量的な拡大を図ります。

このため、以下政策課題について、政策上の具体的要請を把握した上で、当該分野の引受リスク拡大に向けた商品・制度の普及に努め、政策の実現に貢献します。国別引受方針の見直しについては、国毎のリスクを踏まえつつ、国の政策と一致させるよう努めます。

①金融危機への機動的な対応

国際的な金融変動のセーフティーネットとして、政府及び関係機関と連携し、金融危機への機動的な対応に取り組みます。具体的には、以下のような取り組みを行います。

ア) 平成21年1月より実施している海外日系企業の運転資金支援について迅

速な引受処理と制度の拡充、改善を行います。

イ) 途上国におけるバイヤーの貿易決済用の資金調達を円滑化するため、途上国の金融機関に対するバンクローンを活用した貿易保険のバイヤーズクレジットについて、積極的に進めています。

ウ) 本邦企業による海外資産等の買収支援や投資環境整備の観点からアジア等のインフラ整備に取り組みます。

エ) アジア各国の貿易保険機関との再保険協定の締結の拡大や、アジアの貿易保険機関職員のための研修を開催するなどの人材育成を通じ、各国貿易保険機関との協調を進めるとともに、国際的対応について積極的イニシアティブをとります。

オ) 平成21年1月より保険事故前輸出代金債権の流動化の促進に積極的に対応することとして、債権流動化スキームを一般化しましたが、今後はお客様からのご要望等を踏まえて、さらに活用しやすいスキームの開発、制度運営を図ってまいります。

②資源・エネルギーの安定供給確保支援

我が国企業による鉱物資源、エネルギー資源の引取・権益取得を強力に支援するため、資源エネルギー総合保険等を積極的に活用し、民間企業の活動をサポートします。

また、国営資源会社、大手資源関係企業等と締結してきた相互協力協定を活用し、具体的な案件の組成に努めます。

③環境社会構築への支援

2009年から引受を開始した地球環境保険を活用し、省エネ・環境改善に資する案件について、適切なリスク審査を行いつつ引受を進めるとともに、地球温暖化対策の重要性に鑑み、世界的なCO₂排出量の削減に貢献するための保険商品について更に検討をすすめます。

また、公的輸出信用機関としての社会的責任を果たすため、2009年度に改正される環境社会配慮ガイドラインによる審査を的確に行うとともに、効率的かつ適切な審査を担保する態勢を整備します。

④中堅・中小企業の国際展開支援

中堅・中小企業のお客様の海外市場への挑戦を積極的に支援するため、お客様のニーズに対応したサービスを提供し、積極的なサポートを行います。その一環として本年9月末までバイヤー調査費用の無料化を実施しておりますが、お客様のニーズを踏まえて、サービスのあり方の見直しを図ります。

また、これまで貿易保険の利用経験のない中堅・中小企業の新規法人向け商品である中小企業輸出代金保険について、販売チャネル多様化の観点から、関係諸機関との連携をはかりつつ、お客様向け説明会の開催や個別説明等による貿易保険の普及・PRに努めます。

⑤航空機、原子力、サービス分野その他の分野への支援

航空機分野については、我が国企業が参画する国際共同開発プロジェクトに係る再保険引受を引き続き積極的に進めるとともに、事業化が決定された国産航空機の輸出支援については、他国に比べ遜色のない形で貿易保険の付保による支援を実施します。

原子力分野については、安全の確保に留意して、米国等における原子力発電所建設に係る貿易保険の引受について検討します。

サービス分野など、今後海外への事業活動展開が一層進展することが期待される通商・産業政策上の重点分野でありながら、これまで貿易保険商品のご利用実績が大きくなかった産業部門や、官民連携によるインフラプロジェクトの推進などについては、政府と連携してその実態等をフォローし、より効果的な活動支援が可能となるよう商品性の改善等を検討します。

(5) 民間保険会社による参入の円滑化

①協調保険の推進

民間保険会社によるサービス提供機会の拡大を通じて、お客様に対するサービスの向上につながるよう、民間保険会社と協議し、具体的案件の早期実現を図ります。

②民間保険会社に対する情報・ノウハウの提供・共有

平成21年度も引き続き各保険商品の民間保険会社等への販売業務委託を通じて、貿易保険商品に関する情報・ノウハウの提供・共有が円滑に行われるよう配慮します。

2. 業務運営の効率化に関する事項

(1) 業務運営の効率化

①中期目標に従い、リスク分析・評価の高度化や広報・普及活動など、中期目標の着実な達成のために必要な体制整備を行います。他方、各業務プロセスの合理化や担当職員の能力の向上、外部委託の適切な活用に取り組み、一層の業務効率の向上を図るとともに、組織編成・人員配置が業務量の負担に対応した適切なものとなるよう常に注視し、必要に応じた見直しを行います。

また、人件費を含めたすべての費用について、当該支出の要否の検討、廉価な調達等に努め、業務費全体の効率的な利用に努めることにより、効率化を図ります。特に、既存業務の徹底した見直し、効率化を進めることとし、その業務費（人件費を含む）については、第二期中期目標期間において第一期中期目標期間の最終年度（平成16年度）の実績と比較して10%を上回る削減を達成すべく求められたところですが、第三期中期目標期間においても「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」（平成19年12月21日、政策評価・独立行政法人評価委員会）を踏まえ、業務費については、最大限の努力を行うこと

により、第二期中期目標期間において削減を達成した水準以下とします。

そのため、一般管理費については、当該中期目標期間中、平成20年度の一般管理費相当額を基準にして、毎年度1%以上の削減を行います。

- ②簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等を踏まえ、平成22年度において平成17年度と比較して5%以上の人員削減を実現するために、引き続き所要の措置を講じて参ります。さらに、経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、国家公務員の改革を踏まえ、人件費改革を継続します。

- ③給与水準については、十分に国民の理解を得られるものとなっているかなどについて検証を行い、これを維持する合理的な理由がない場合には必要な措置を講ずることにより、給与水準の適正化に速やかに取り組むとともに、その検証結果や取組状況について公表します。

また、国からの出向者について、出向ポストを見直すとともに、適切な給与水準の下でプロパー職員を採用することなどを通じて、対国家公務員指数の適正化を図ります。

- ④契約については、「随意契約見直し計画（平成19年12月）」に基づく取組を着実に実施し、その取組状況を公表するとともに、一般競争入札等により契約を行う場合、特に企画競争や公募を行う場合であっても、契約手続マニュアルを活用しつつ、競争性及び透明性が十分確保される方法により実施します。また、監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けることとします。

- ⑤平成21年度も各保険商品の民間金融機関への販売業務委託を引き続き実施いたします。これにより、新規顧客開拓の面において業務の効率化を図ります。

（2）システムの効率的な開発及び円滑な運用

第4期システムの保守・追加改造・運用については、具体的には次のような取組を実施します。

ア）平成21年度制度改正に対応するためのシステム改造を行った上で、円滑な運用の実現に努めます。

イ）組織の見直し、内部統制に係るシステム対応の準備を進めます。

ウ）ITインフラについて、所要の更新を進めるとともに、併せて、事業継続等に必要な強化を行います。

エ）システムの保守については、円滑なシステムの運用に努めつつ、保守費用の抑制に努めます。

3. 財務内容の改善に関する事項（予算、収支計画及び資金計画）

（1）財務基盤の充実

お客様に対して「確実な安心」を継続的かつ安定的に提供していくため、健全な財務内容を維持します。

具体的には、業務運営の効率化や、的確なリスク・マネジメントを通じた支出の抑制に努めるとともに、保険事故債権の適切な管理および回収の強化を図り、安定的な収入の確保に取り組みます。

①予算計画（別添1参照）

②収支計画（別添2参照）

③資金計画（別添3参照）

（2）債権管理・回収の強化

債権管理・回収の強化回収能力の強化、事故発生防止・損害軽減に向け、下記の措置を講じます。

①民間回収専門事業者の活用については、平成19年度に新たに基本業務提携契約を締結した4社を加えた回収事業者12社を、過去の実績を踏まえ活用して参ります。また、平成20年度に引き続き、お客様を対象に「債権回収セミナー」開催を企画、検討します。

非常リスクに係る保険事故債権については、引き続き、パリクラブや債務国との間で締結する債務繰延協定への対応を含め、政府が行う保険事故に係る債務履行確保等に関する諸外国政府との交渉に積極的に関与し、的確な対応を行います。

信用リスクに係る保険事故債権については、引き続き、お客様の協力を得つつ、積極的に回収に取り組みます。

②商品開発・営業・審査部門の業務の適正化・効率化に資するためにも、具体的案件の査定・回収業務を通じて蓄積したノウハウをフィードバックし、リスク管理の強化に努めます。具体的には、既保険契約締結案件に係るフォローアップを行う専門部署を設置します。また、お客様や国の関係機関と協力して必要な対応を機動的に講じ、事故発生防止、損失の軽減に努めます。

③今後は、債権管理データシステムの拡充を図り、統計分析手法を活用した査定回収戦略を構築し、債権回収の一層の効率化、迅速化のための方策を検討します。

4. 高い専門性を持った人材の育成（人事に関する計画）

（1）人材の確保

平成18年度の行政改革の重要方針を踏まえた人員削減を考慮しながら、引き続き、国際金融及び保険業務等の分野において高度な専門性を有する民間企業等の人材を採用します。また、現行の業務態勢の改善を図ることにより、業務の量・質に応じた適正な人員の配置を行います。さらに、全職員を対象に目標管理制度

に基づく業績評価を実施するとともに、職務・職責に応じた専門性の高い職員に対して、専門能力認定制度に基づく専門能力の認定を行って参りますが、認定制度の内容については、専門性の高い職員の定着に対するインセンティブの付与等に努めるため、適時適切な見直しを含め検討を行って参ります。

（２）人材の養成

職員個々の専門性を高めるため、職員の要望を確認する等して研修制度を引続き充実させていくとともに、民間企業等から採用した人材が所持する専門的な知見を速やかに共有させ、専門性の高い人材の早期育成を図る等、職員の専門性の育成に配慮した人事制度を実施して参ります。

(別添1)

予算計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
収入	
業務収入	14,022
正味収入保険料	10,128
正味回収金	1,080
受取利息	2,814
その他業務収入	—
被出資債権からの回収金	7,916
有価証券の償還	60,000
短期借入金	—
計	81,938
支出	
業務支出	17,343
正味支払保険金	12,000
人件費	1,386
国庫納付金	0
その他業務支出	3,957
投資支出	1,770
システム開発等	1,700
その他投資支出	70
有価証券の取得	60,000
短期借入金返済	—
その他の支出	2
予算差異	2,823
計	81,938

(別添2)

収支計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
費用の部	
經常費用	20,480
正味支払保険金	12,000
業務費	7,130
その他經常費用	1,350
臨時損失	1,200
計	21,680
収益の部	
經常収益	11,221
正味収入保険料	10,128
正味回収金	1,080
その他經常収益	13
財務利益	2,814
臨時利益	1,819
計	15,854
純利益	△5,826

(別添3)

資金計画

(単位：百万円)

区 別	金 額
資金支出	
業務活動による支出	17,343
正味支払保険金	12,000
業務費	5,343
国庫納付金	0
投資活動による支出	61,770
財務活動による支出	2
翌年度への繰越金	42,306
計	121,421
資金収入	
業務活動による収入	11,308
正味収入保険料	10,128
正味回収金	1,080
受取利息	100
その他業務収入	—
被出資財産からの回収金	7,916
投資活動による収入	60,000
財務活動による収入	2,714
前年度繰越金	39,483
計	121,421